

平成30年度税制改正大綱の概要

与党（自由民主党及び公明党）は、平成29年12月14日、「平成30年度税制改正大綱」を決定しました。

当連合会の要望事項に関する結果は次のとおりです。

1. 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の特例措置

商業地等に係る固定資産税・都市計画税について、現行の負担調整措置が3年間延長されました。

また、市町村等が一定の税負担の引き下げを可能とする条例減額制度についても3年間延長されました。

2. 国家戦略特別区域における特例措置の延長（法人税・法人住民税・法人事業税）

国家戦略特別区域における特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特別区域内において機械等を取得した場合、特別償却または税額控除が可能となる特例措置について、対象事業の見直しならびに特別償却率と税額控除率の縮小（別紙1を参照）が図られた上で、2年間延長されました。

3. 国際戦略総合特別区域における特例措置の延長（法人税・法人住民税・法人事業税）

国際戦略総合特別区域における特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合、特別償却または税額控除が可能となる特例措置について、対象事業の除外ならびに特別償却率と税額控除率の縮小（別紙2を参照）が図られた上で、2年間延長されました。

4. 土地に係る不動産取得税の特例措置の延長

（1）土地の取得に係る特例措置

土地の取得に係る不動産取得税の税率について、本則4%のところ3%とする特例措置が3年間延長されました。

（2）宅地評価土地の取得に係る特例措置

宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の税率について、課税標準価格を評価額の1/2に軽減する特例措置が3年間延長されました。

5. 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置が2年間延長されました。

以上

別紙1 国家戦略特別区域における特別措置に関する見直し内容

1. 対象事業の見直し

(1) 対象事業の制限

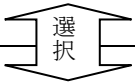
指定金融機関から事業を行うのに必要な資金の貸し付けを受けて行われる事業について、事業を行うのに必要な資金の貸付けについて政府による利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付けを受けて行われるものに限定

(2) 対象事業の除外

- ①国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業
- ②外国会社、国際機関等に勤務する者の子女等を対象とした外国語による教育に関する事業

※いずれも関係法令の改正が前提

2. 特別償却率と税額控除率の縮小

	対象資産	1年目・現行 (取得等の時期 H30.4.1～ H31.3.31)	2年目・縮小 (取得等の時期 H31.4.1～ H32.3.31)
特別償却 	機械・装置、開発研究用器具・備品	50%	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	25%	23%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	8%	7%

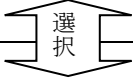

別紙2 国際戦略総合特別区域における特別措置に関する見直し内容

1. 対象事業の除外

- (1) 国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業
- (2) 国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業

※いずれも関係法令の改正が前提

2. 特別償却率と税額控除率の縮小

	対象資産	1年目・現行 (取得等の時期 H30.4.1～ H31.3.31)	2年目・縮小 (取得等の時期 H31.4.1～ H32.3.31)
特別償却 	機械・装置、開発研究用器具・備品	40%	34%
	建物及びその附属設備並びに構築物	20%	17%
税額控除 	機械・装置、開発研究用器具・備品	12%	10%
	建物及びその附属設備並びに構築物	6%	5%